

宿泊税制度の開始に向けた宿泊事業者への説明会の開催について

1 要旨・目的

令和8年度からの宿泊税制度の円滑な開始に向けて、宿泊事業者（宿泊税特別徴収義務者）への制度等説明会を開催する。

2 現状・背景

広島県宿泊税条例案が令和6年12月定例県議会において可決後、総務大臣協議を行い、令和7年3月21日付けで宿泊税の新設について総務大臣の同意が得られた。

令和8年4月1日から、宿泊税の徴収を開始する。

3 概要

(1) 対象者

宿泊事業者：広島県内の旅館業法の許可事業者（旅館・ホテル・簡易宿所）及び
住宅宿泊事業法の届出事業者（民泊） ※全体で1,500者程度

(2) 説明事項

- ・ 宿泊税制度の概要、特別徴収義務者の登録及び申告納入の方法について【税務課】
- ・ 広島県宿泊税システム整備費補助制度について【観光課】

(3) 日程

令和7年6月19日（木）～令和7年7月11日（金）
（詳細は別紙のとおり）

(4) 場所

県内12市町（広島市、福山市等）
（詳細は別紙のとおり）

4 その他

説明会終了後、説明会欠席者に向けた説明動画を配信予定

宿泊税制度等説明会日程一覧

番号	日	時	会 場
1	6月19日（木）	午後の部	いこーれ府中 多目的室（大） （住所）府中市府川町186-1 府中天満屋2階 【定員 70名程度】
2	6月23日（月）	午前の部	広島県庁 本館6階講堂 （住所）広島市中区基町10-52 【定員 200名程度】
3		午後の部	
4	6月24日（火）	午前の部	広島県三原庁舎 南館2階第1・第2会議室 （住所）三原市円一町2丁目4-1 【定員 100名程度】
5		午後の部	
6	6月26日（木）	午後の部	尾道市役所 2階多目的スペース1・2 （住所）尾道市久保1丁目15-1 【定員 120名程度】
7	6月27日（金）	午前の部	廿日市商工会議所 1階多目的ホールA （住所）廿日市市本町5-1 交流プラザ 【定員 75名程度】
8		午後の部	
9	7月1日（火）	午前の部	北広島町役場 会議室 （住所）山県郡北広島町有田1234 【定員 50名程度】
10		午後の部	
11	7月2日（水）	午後の部	広島県東広島庁舎 会議棟会議室 （住所）東広島市西条昭和町13-10 【定員 120名程度】
12	7月3日（木）	午後の部	呉市生涯学習センター 407・408室 （住所）呉市中央6丁目2-9 【定員 100名程度】
13	7月4日（金）	午前の部	
14		午後の部	
15	7月7日（月）	午後の部	安芸太田町役場 会議室 （住所）山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 【定員 100名程度】
16	7月8日（火）	午前の部	広島県福山庁舎 第1庁舎141会議室 （住所）福山市三吉町1丁目1-1 【定員 120名程度】
17		午後の部	
18	7月9日（水）	午前の部	庄原自治振興センター （住所）庄原市西本町2丁目17-15 【定員 150名程度】
19		午後の部	
20	7月10日（木）	午後の部	広島県三次庁舎 第三庁舎601会議室 （住所）三次市十日市東4丁目6-1 【定員 100名程度】
21	7月11日（金）	午後の部	

※午前の部…10:30～12:00（受付開始 10:00～）

午後の部…13:30～15:00（受付開始 13:00～）